

令和5年度専門人材就職支援給付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、この市の求人難にある業種における専門人材として再就職等を目指す者の就職促進を図るため、専門資格を取得し、市内で就業した者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付する。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条に定める専門資格試験の合格後、1年以内で、かつ、令和5年4月1日以降に当該専門資格を要する企業に正規労働者（無期限の雇用契約を締結し、かつ、雇用保険及び社会保険の被保険者となるものをいう。）として、この市内で就業を開始した者（公務員を除く。）
- (2) 給付金交付申請書の提出を行う時点において、この市に住所を有している者
- (3) 専門資格試験の合格前において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条の規定により計算した被保険者期間が通算して2年以上の者
- (4) この要綱による給付金を既に交付されていない者

(専門資格)

第3条 給付金の交付の対象となる専門資格は、山形公共職業安定所管内で人材確保が困難となっている医療、看護、介護及び福祉系の業種において必要とされる資格のうち、養成学校での知識及び技能の習得並びに受験資格の取得を必要とする次に掲げる資格とする。

- (1) 看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師をいう。）
- (2) 理学療法士（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第2条第3項に規定する理学療法士をいう。）
- (3) 作業療法士（理学療法士及び作業療法士法第2条第4項に規定する理学療法士をいう。）
- (4) 薬剤師（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第1条に規定する薬剤師をいう。）
- (5) 介護福祉士（社会福祉及び介護福祉士法（昭和62年法律第三十号）第三十九条に規定する介護福祉士をいう。）

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、8万円とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金交付申請書の提出期限は、就業を開始した日から6か月を経過する日又は令和6年3月29日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 専門資格の合格通知書の写し（試験の合格日が確認できる書類）
- (2) 専門資格の免許証の写し（資格の取得日が確認できる書類）
- (3) 雇用契約書又は労働条件通知書
- (4) 健康保険証
- (5) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による申請をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

(給付金額確定通知)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、規則第8条の規定による通知をもって、規則第14条の規定による補助金額確定通知に代えるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。